

苛性ソーダ（25%）（下期）仕様書

期 間 令和8年10月1日 ～ 令和9年3月31日

公益財団法人埼玉県下水道公社

1 趣 旨	この仕様書は、公益財団法人埼玉県下水道公社（以下「公社」という。）が購入する苛性ソーダ（以下「薬品」という。）について、必要な事項を定めるものである。
2 規 格 等	納入者は、次の仕様等に基づき薬品を納入するものとする。 （１）品 名 苛性ソーダ （２）規 格 水酸化ナトリウム濃度 ２５％
3 規格の遵守	納入者は、薬品の規格を遵守し、規格外の薬品を納入しないこと。 また、規格外の薬品を納入したため、明らかに納入者の責に帰すべき障害を生じた場合は、納入者が障害の復旧の責任を負うものとする。
4 品質の報告	納入者は、納入ごとに出荷報告書を提出し、また、別添１について分析し報告するものとする。
5 薬品の分析	公社は、必要に応じて、公社が採取した試料を公社が指定する第三者分析機関で納入者の負担にて分析し、その結果を分析報告書として提出させることができるものとする。
6 納入場所及び 納入予定数量	薬品の納入場所、及び納入予定数量は、別添２のとおりとする。 ただし、納入予定数量は諸条件によって変動することもある。その場合、公社は納入予定数量以下であっても契約を打ち切ることができる。 また、納入者は納入予定数量以上であっても納入するものとする。
7 納 入 方 法	納入方法は、次のとおりとする。 （１）納入は、公社指定の日時とする。 （２）薬品の納入日時は、原則として日曜、国民の祝日、１２月２９日から３１日、１月２日を除く日とし、午前９時から正午及び午後１時から午後４時とする。ただし、非常時及び長期にわたる連続休日の場合は、この限りではなく、公社の運転に支障がないよう対応しなければならない。 （３）納入者は、納入時に事故等が発生しないよう十分な安全対策を講じるものとする。 （４）納入者は、納入前に受入タンク注入口等の点検を行い、事故及び障害が発生しないように万全な対策を講じるものとする。 （５）納入に際しては、公社または公社が指定する者の立会のうえ行う

	ものとする。
8 計 量	納入者は、納入時に必ず各水循環センター内に設置してある計量器（検定合格器）を用いて積載量（総重量・空重量）を計量するものとする。 ただし、計量器が故障、停電、点検等のため計量できない場合は、納入者の負担により他の計量器（検定合格品）を用いて計量するものとする。 なお、この場合においては、当該計量器の検定書の写しを提出するものとする。
9 安 全 管 理	納入者は、契約後すみやかに製品安全データシート及び緊急連絡体制表を提出すること。
10 環 境 配 慮 へ の 取 組 み	環境負荷の低減や汚染・事故の防止、環境管理体制の確立を図るとともに、地域住民への信頼性の向上を図ることを目的として、公社が行う環境に配慮した活動に積極的に協力すること。
11 そ の 他	納入者は、契約締結後速やかに公社と納入方法及び納入手順等の打合せを行うこと。また、納入にあたるすべての者に公社が構築した環境管理システムを十分に理解させ、公社が定めた各手順及び要求事項を遵守し納品作業等を行うものとする。 この仕様書に定めのない事項に関しては、公社、納入者が協議のうえ定めるものとする。

別添 1

苛性ソーダ性状

- | | | |
|---|------------|------------------------------|
| 1 | 水酸化ナトリウム濃度 | (NaOH) |
| 2 | 炭酸ナトリウム濃度 | (Na_2CO_3) |
| 3 | 塩化ナトリウム濃度 | (NaCl) |
| 4 | 酸化第二鉄濃度 | (Fe_2O_3) |
| 5 | 比重 | |
| 6 | 温度 | |

納入場所及び納入予定数量

苛性ソーダ（25%）

支 社 名	名 称	住 所	予定数量 (t/期間中)	納入量 (t/回)
荒川左岸南部支社	荒川水循環センター	戸田市笹目 5－37－14	900	10
荒川右岸支社	新河岸川水循環センター	和光市新倉 6－1－1	60	4～5
中川支社	中川水循環センター	三郷市番匠免 3－2－2	32	4
古利根川支社	古利根川水循環センター	久喜市吉羽 772－1	40	10
		合 計	1,032	